

令和8年度

紀美野町課題解決チャレンジ事業補助金

募集要領（随時募集分）

問い合わせ先 紀美野町役場産業課

TEL 073-489-5901

Mail [sangyo@town.kimino.lg.jp](mailto:sangyo@town.kimino.lg.jp)

令和8年4月1日

紀美野町

## 1. 目的

本町の課題解決に資する事業展開等を積極的に行う事業者を支援するため、本町において紀美野町創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を行う者に対し、係る経費の一部を支援する。

## 2. 事業概要

創業支援事業補助金に特別枠として「地域の課題解決に資する事業」とであると認められた場合は、通常枠に50万円を上乗せするもの。

**※町創業支援事業補助金の申請者が対象です。**町課題解決チャレンジ事業補助金単体の申請はできませんので、ご注意ください。

## 3. 補助対象事業

町内に新たに事業所等を開設する事業※1又は既存事業の拡大等に係る事業※2で、次に掲げる町創業支援事業補助金の交付対象事業(下記①～⑦)に加えて、次の要件⑧を満たすもの。

- ① 表1（補助対象外となる業種）に定める業種に該当しないこと。
- ② 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
- ③ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- ④ 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- ⑤ 国、県、公益法人等が交付する補助金等の対象事業でないこと。
- ⑥ 個人が行う事業にあっては、新たに開始する事業に対する出資の総額が2,000万円を超えないこと。
- ⑦ 法人が行う事業にあっては、新たに設立する法人の資本金の額が2,000万円を超えないこと。
- ⑧ 申請事業内容が、地域の課題を解決する事業として認められるもの。

※1 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。）

※2 既に事業を営んでいる個人又は法人が、現在の業種と異なる業種に属する事業を開始すること又は現在の業種と同じ業種に属する事業の拡大等を実施することをいう。

## 4. 補助対象者

町創業支援事業補助金の申請に係る特定創業支援事業※1を実施した事業者

※1 紀美野町商工会又は日本政策金融公庫にて、創業等に係る経営相談を受けること

## 5. 補助限度額及び補助率

創業支援事業補助金に特別枠として「地域の課題解決に資する事業」とであると認められた場合は、通常枠に50万円を上乗せするもの。

	創業支援事業補助金	地域の課題解決に資する事業と認められた場合	
・新規創業の場合	補助率2/3 補助上限70万円	+	50万円 = 120万円
・2次創業の場合	補助率2/3 補助上限70万円	+	50万円 = 120万円
・既存事業の拡大	補助率2/3 補助上限50万円	+	50万円 = 100万円

※町創業支援事業補助金の申請者が対象です。町課題解決チャレンジ事業補助金単体の申請はできませんので、ご注意ください。

<参考>

### ・新規創業

事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、事業を開始すること

### ・2次創業

既に事業を営んでいる個人又は法人が、現在の業種と異なる業種に属する事業を開始すること

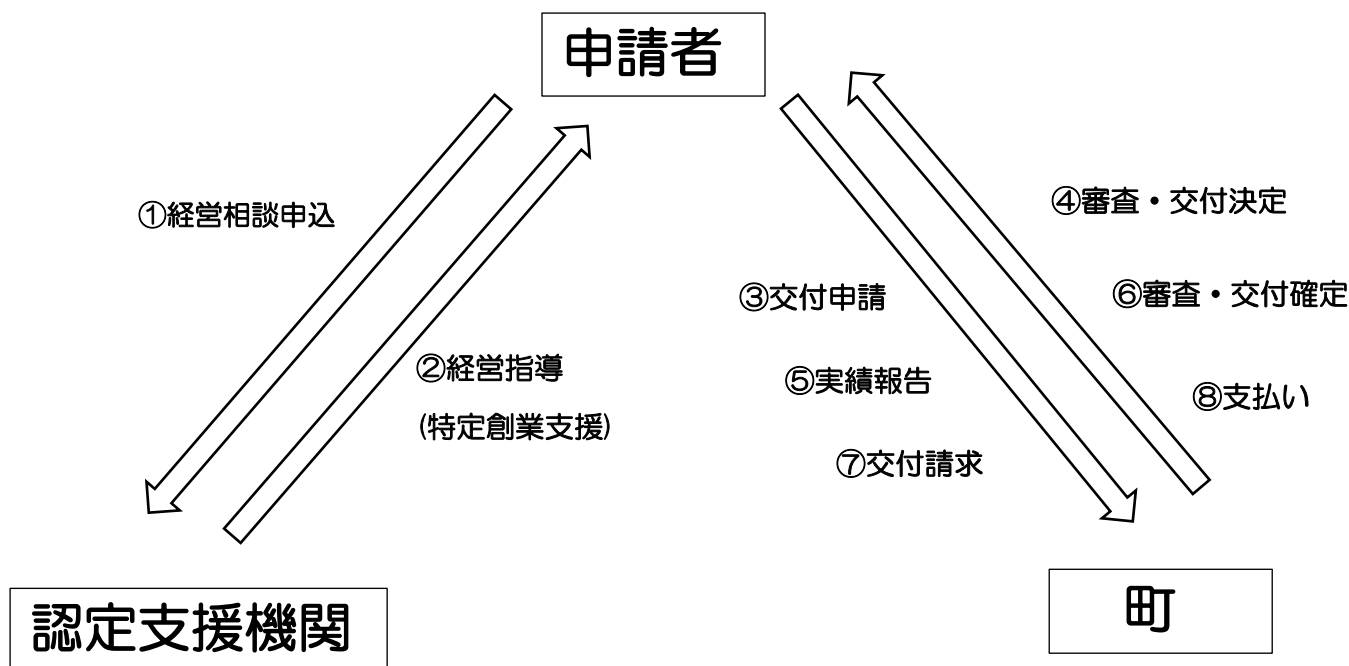
### ・既存事業の拡大

現在の業種と同じ業種に属する事業の拡大等を実施すること

## 6. 補助対象期間

交付決定日から創業後6か月を経過しない日、又は令和9年3月末日

## 7. 事業（手続き）の流れ



## 8. 申込み時の提出書類

補助事業の申請をしようとする事業者は期限までに創業支援事業補助金に必要な①～⑦の書類に加えて、⑧の課題解決に資する事業内容兼審査通知書を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 紀美野町創業支援事業計画書（様式第2号）
- ③ 紀美野町商工会又は日本政策金融公庫が確認を行った創業支援事業に係る確認書（様式第3号）
- ④ 収支予算書
- ⑤ 市町村税の滞納がないことの証明書
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 対象経費の見積書等の金額がわかるもの
- ⑧ 課題解決に資する事業内容兼審査結果通知書

## 9. 補助対象経費

次の①～⑥に掲げるもの（創業支援事業補助金と同じです）

- ①事業所等借入費（最大6か月分、敷金、礼金、保証金、共益費は除く。）
- ②事業所等予定物件の改修・改装に係る費用
- ③設備購入費（汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。）
- ④創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用（登録免許税、定款認証料、収入印紙代等は除く。）
- ⑤広報費（パンフレットの印刷、ダイレクトメールの郵送料の実費（切手の購入代金は除く。）等）
- ⑥その他創業に必要な費用

## その他留意事項

- 補助金の交付を受けた補助事業者が補助事業完了後5年未満で事業所等を町外へ移転する場合には、補助金を全額返還する必要があります。
- 複数年度にわたる計画については補助対象となりません。必ず年度内に完了する計画としてください。
- 経費の計上は、交付決定日以降に発注したもので、事業期間内に発生した経費が対象になります。
- 事業内容又は経費の配分に変更がある場合、もしくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に承認を受ける必要があります。なお、軽微な変更の場合は、承認の必要はありません。
- 補助事業完了後5年未満で補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受ける必要があります。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものは、この限りではありません。
- 事業完了後、事業の進捗状況等についての報告依頼があったときは、適切に対応してください。

### 【お問い合わせ】

紀美野町産業課 商工担当者

TEL : 073-489-5901

FAX : 073-489-2510

Mail : sangyo@town.kimino.lg.jp